



NEXT FUNDS専用サイト  
<https://nextfunds.jp/>

## 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日  
2025年9月16日

# NEXT FUNDS

## TIP FactSet 台湾イノベイティブ・ テクノロジー50指数連動型上場投信

愛称：NF・台湾テック50 ETF

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

**野村アセットマネジメント株式会社**

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

**0120-753104** 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	E T F	インデックス型	資産複合 <sup>(注1)</sup>	年2回	アジア	ファミリーファンド	なし	その他 <sup>(注2)</sup>

(注1) (株式一般、その他資産（投資信託証券（株式一般））資産配分変更型)

(注2) (TIP FactSet 台湾イノベイティブ・テクノロジー50指数（税引前配当込み）)

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2025年7月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：65兆8662億円（2025年6月30日現在）

この目論見書により行なうNEXT FUNDS TIP FactSet 台湾イノベイティブ・テクノロジー50指数連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月22日に関東財務局長に提出しており、2025年9月7日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

日本円換算したTIP FactSet 台湾イノベイティブ・テクノロジー50指数（税引前配当込み）※（対象株価指数）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

※TIP FactSet 台湾イノベイティブ・テクノロジー50指数（税引前配当込み）は、台湾に上場する株式のうち、テクノロジー分野が収益の主となっている企業について、流動性、規模、情報開示、研究開発の革新性、株価のモメンタム、収益性の基準を満たす適格銘柄のうち、時価総額上位50銘柄で構成される指数です。同指数は、革新を続ける技術分野の投資ポートフォリオのパフォーマンスを評価します。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

台湾の株式（特にテクノロジーセクターの株式）を実質的な主要投資対象とする台湾ドル建ての外国投資信託「NEXT FUNDS - Nomura Taiwan Innovative Technology 50 ETF (Taiwan Innovative Technology 50 ETF)」、Taiwan Innovative Technology 50 ETFならびにわが国の国債および円建ての短期公社債等の短期有価証券を実質的な主要投資対象とする「台湾テクノロジー株式マザーファンド」を主要投資対象とします。

また、台湾の金融商品取引所に上場している株式（DR（預託証書）※を含みます。）に投資する場合があります。なお、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用する場合があります。

※Depository Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

### 投資方針

- ①ファンドは、マザーファンドおよび「Taiwan Innovative Technology 50 ETF」を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。
- ②運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンドの投資比率を決定します。
- ③日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、株価指数先物取引等の買建てを行なうことができます。また、日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に※連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

※ファンドの資金動向、市況動向等によっては、信託財産の純資産総額に占める株価指数先物取引の買建ての時価額の割合が大きくなる場合があります。

- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

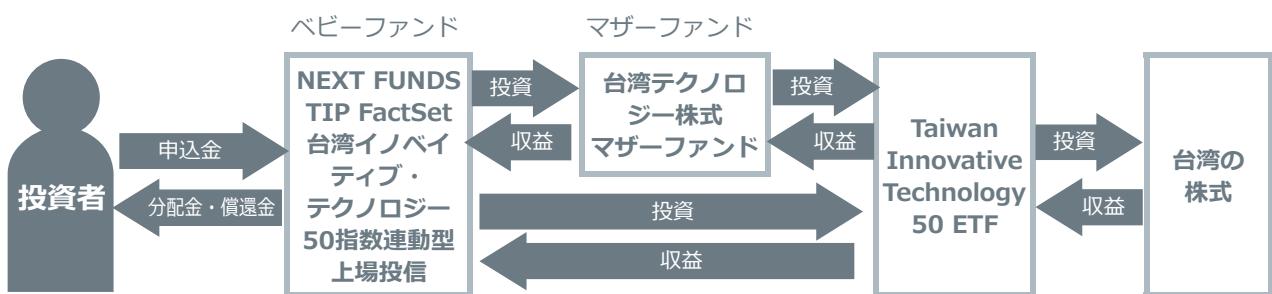


# ファンドの目的・特色

## ■ TIP FactSet 台湾イノベイティブ・テクノロジー50指数（税引前配当込み）の著作権等について ■

当ファンドは、いかなる意味においても、Taiwan Index Plus Corporation（以下「TIP」という。）によって後援、承認、販売または宣伝されるものではなく、TIPは、明示的にも黙示的にも、TIP FactSet 台湾イノベイティブ・テクノロジー50指数（税引前配当込み）（以下「インデックス」という。）の使用から得られる結果および/または特定の日の特定の時点でのインデックスの数値について、いかなる保証または表明も行いません。インデックスは、TIPによって作成および計算されます。ただし、TIPは、インデックスのいかなる誤りについても、（過失の有無にかかわらず）何人に対しても責任を負わず、また通知する義務を負わないものとします。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 実質的な投資対象とする外国投資信託の概要

NEXT FUNDS - Nomura Taiwan Innovative Technology 50 ETF

(台湾籍台湾ドル建て外国投資信託)

<運用の基本方針>	
主要 投 資 対 象	台湾の株式（特にテクノロジーセクターの株式）を主要投資対象とします。
投 資 方 針	<ul style="list-style-type: none"><li>本ファンドは、台湾のテクノロジーセクターに属する株式で構成される指数の投資成果に連動することを目指します。</li><li>TIP FactSet 台湾イノベイティブ・テクノロジー50指数のパフォーマンスに可能な限り連動する投資成果を提供することを投資目的とします。</li></ul>
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"><li>投資目的を達成するため、対象株価指数の構成銘柄に対する投資総額は、純資産の90%以上とします。</li></ul>
収 益 分 配 方 針	半年ごとに配当を行う方針です。
償 還 条 項	<p>ファンドは台湾の金融監督管理委員会および台湾証券取引所の承認を得て償還されます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>設定から1年を経過した日以降において、直近30営業日の純資産総額の平均が1億台湾ドルを下回った場合。</li><li>受益者総会において償還決議がなされた場合。</li></ul>
<主な関係法人>	
管 理 会 社	ノムラ・アセット・マネジメント・台湾・リミテッド
保 管 会 社	バンク・シノパック
<管理報酬等>	
信 託 報 酬	純資産総額の0.435%（年率）
申 込 手 数 料	0.1%
信 託 財 産 留 保 額	0.4%
そ の 他 の 費 用	設定・解約処理手数料、対象株価指数に係る商標使用料、ファンドの上場に係る費用、フェイ儿発生時の事務手数料等。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

\* 上記は2025年8月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## 分配の方針

毎年4月および10月の7日※に分配を行ないます。

※初回は2026年4月7日となります。

分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益が生じても、分配は行ないません。



\* 将來の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。 特にファンドが実質的に投資を行なう台湾の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドは、特定のテーマを対象とした株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないますので、台湾の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。 特にファンドが実質的な投資対象とする台湾の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 《対象株価指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象株価指数と連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①上場投資信託証券は、信託報酬や売買委託手数料などのコスト負担があることや、上場投資信託証券における構成銘柄の組入比率が対象株価指数の組入比率と異なる場合があること
- ②上場投資信託証券の値動きが市場の急変や金融商品取引所における売買高が少ないなどの理由により、対象株価指数の値動きと一致しないことがあること
- ③資金の流入入のタイミングと当該資金の流入入に伴い実際に上場投資信託証券や構成銘柄等を売買するタイミングのずれの影響により、上場投資信託証券や構成銘柄等の組入比率および外貨建て資産の為替エクスポートレートが必ずしも100%とならないこと
- ④ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ⑤ファンドの保有銘柄の評価価格が、対象株価指数における評価価格と一致しない場合があること（為替レートの価格差を含みます。）
- ⑥対象株価指数と異なる指数を参照する先物取引を利用する場合があることや、先物価格の値動きと同指数の値動きが一致しないこと



# 投資リスク

## ⑦信託報酬等のコスト負担があること

\* 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

\* 上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

## ■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と日本円換算した対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が日本円換算した対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの購入・換金等に伴ない、マザーファンドの購入・換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ファンドが実質的に投資する台湾においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、実質的な主要投資対象とする投資信託証券の設定・買付または解約・換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドが実質的に投資する上場投資信託証券を、台湾の金融商品取引所において購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等による流動性の低下や、当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等により、購入もしくは売却が困難または不可能になる場合があります。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。
- ファンドは、当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、ファンドが実質的な主要投資対象とする外国投資信託の上場廃止が決定した場合は、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご留意ください。



# 投資リスク

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### ※流動性リスク管理について

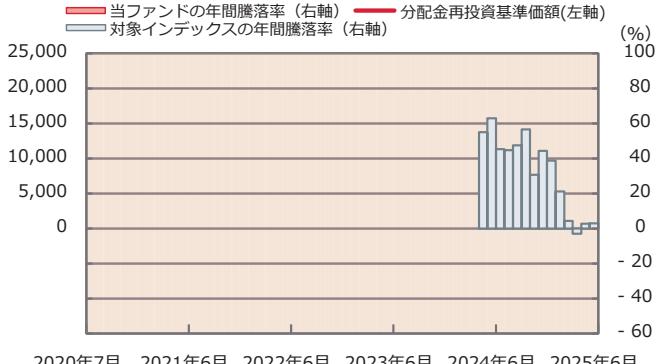
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



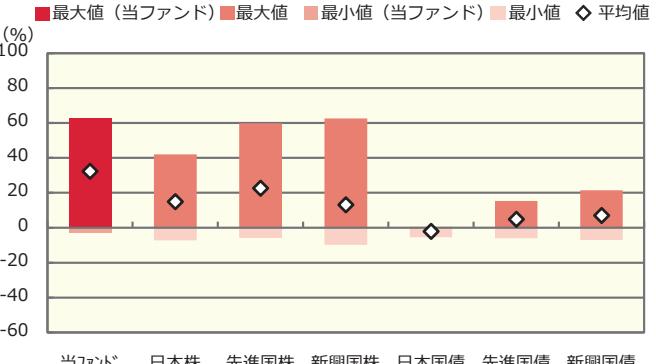
# 投資リスク

## ■ リスクの定量的比較 (2020年7月末～2025年6月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2020年7月 2021年6月 2022年6月 2023年6月 2024年6月 2025年6月

\* 分配金再投資基準価額は、設定前であるため掲載しておりません。

\* 年間騰落率は、2024年5月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、設定前であるため、対象インデックスの騰落率を表示しております。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2020年7月から2025年6月の5年間（当ファンドは2024年5月から2025年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

### ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数值及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指數値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関しあ切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられていますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



# 運用実績 (2025年8月22日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

## ■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

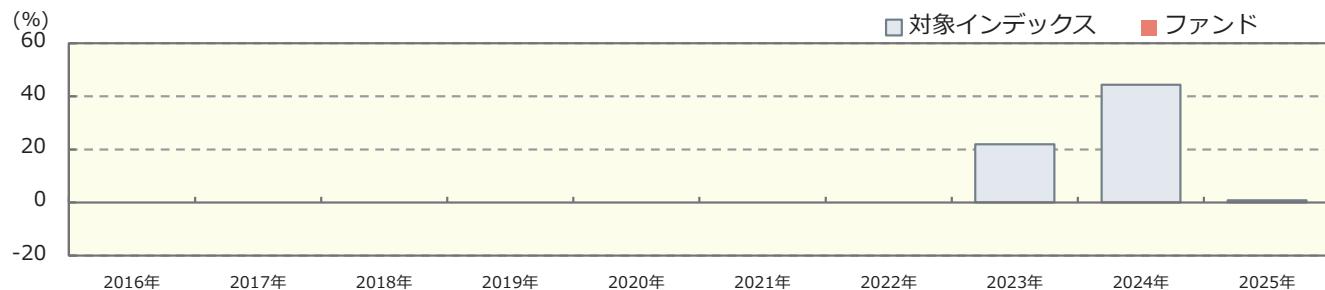
## ■ 分配の推移

該当事項はありません。

## ■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



- 上記は対象インデックスの年間收益率。
- 対象インデックスは、2023年5月26日を起算日として計算されているため、2016年から2022年の期間は対象インデックスが存在しないことから、記載を行なっておりません。
- 2023年は5月末から年末までの対象インデックスの收益率。
- 2025年は年初から6月末までの対象インデックスの收益率。

●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	2000口以上2000口単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額に101.0%以内（2025年9月16日現在100.6%）の率を乗じた価額 (ファンドの基準価額は100口あたりで表示しております。)
購入代金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当初元本	1口あたり2000円
換金単位	2000口以上2000口単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して8営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	原則、午後2時30分までに、申込みが行なわれたものを当日の受付分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
購入の申込期間	2025年9月18日から2026年12月23日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。



# 手続・手数料等

申込不可日	<p>次の期日または期間における、購入、換金の各お申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行なうことができます。</p> <p>＜購入＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 購入申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日</li><li>・ 日本の営業日または別に定める海外の休日※のいずれでもない日の前営業日または前々営業日</li><li>・ 購入申込日から起算して3営業日以内に、ニューヨークの銀行の休業日または別に定める海外の休日※がある場合で、有価証券の買付代金（マザーファンドにおける買付を含む）の送金が困難なものとして委託会社が別に定めたときの当該申込日</li><li>・ 購入申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内）</li><li>・ 上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li></ul> <p>＜換金＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 換金申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日</li><li>・ 別に定める海外の休日※が3日以上連続（土曜日、日曜日を除きます。）する場合において、換金申込日当日が当該期間の3営業日前から起算して2営業日以内となる場合の当該申込日</li><li>・ 日本の営業日または別に定める海外の休日※のいずれでもない日の前営業日</li><li>・ 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に別に定める海外の休日※でない日が3日以上ある場合において、換金申込日当日が当該期間の4営業日前から起算して3営業日以内となる場合の当該申込日</li><li>・ 換金申込日当日から起算して8営業日以内に、ニューヨークの銀行の休業日または別に定める海外の休日※がある場合で、有価証券の売却代金（マザーファンドにおける売却を含む）の回金が困難なものとして委託会社が別に定めたときの当該申込日</li><li>・ 換金申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内）</li><li>・ 上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li></ul> <p>※次の条件に該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 台湾証券取引所の休業日</li></ul>
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消することができます。また、購入申込日において、当日申込み分の購入申込口数と換金申込口数の差が、申込みを受付ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、購入申込みの受付を停止することおよびすでに受けた購入申込みの受付を取り消すことができます。



## 手続・手数料等

信託期間	無期限（2025年9月16日設定）
上場市場	東京証券取引所
繰上償還	当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が150万口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生したときは償還となる場合があります。また、当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回る事となった場合、実質的な主要投資対象とする外国投資信託の上場廃止が決定した場合、上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、償還となります。上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に償還のための手続きを開始します。
決算日	毎年4月および10月の7日。初回決算日は2026年4月7日。
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。
信託金の限度額	3000億円
公告	原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。
その他の費用	購入価額は、基準価額に101.0%以内（2025年9月16日現在100.6%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に1.0%以内（2025年9月16日現在0.6%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に1.0%以内（2025年9月16日現在0.7%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
換金時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、①により計算した額に②により計算した額を加えた額とします。 ①日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。				
	支払先の役務の内容	委託会社	信託報酬率 年0.308%（税抜年0.28%）以内 (2025年9月16日現在 年0.308%（税抜年0.28%）)		
	支払先の役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 年0.24%		
	支払先の役務の内容	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 年0.04%		
	実質的な投資対象とする外国投資信託の信託報酬率		年0.435%		
	実質的な負担 <sup>(注)</sup>		年0.743% 程度（税込）		
* 上記配分は、2025年9月16日現在の信託報酬率における配分です。					
(注) ファンドが実質的な投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。					
②有価証券の貸付を行なった場合は、日々、その品貸料の44%（税抜40%）以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額。 その配分については委託会社80%、受託会社20%とします。					
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。					



# 手続・手数料等

他の費用・手数料	<p>◆対象株価指数に係る商標使用料（2025年8月22日現在） ありません。</p> <p>◆ファンドの上場に係る費用（2025年8月22日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。</li><li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。</li></ul> <p>*上記の他、新規上場に際して、55万円（税抜50万円）の上場審査料がかかります。</p> <p>上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託会社の負担となります。</p> <p>また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li><li>・外貨建資産の保管等に要する費用</li><li>・有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用</li><li>・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</li><li>・ファンドに関する租税</li></ul> <p>等</p>
----------	--

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時、換金（解約）時 及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

\*上記は2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\*法人の場合は上記とは異なります。

\*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。